第10回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

日時: 平成28年4月11日(月)13:00~

場所:601 特別委員会室

- 1 三重県手話言語条例(仮称)検討会案に対する意見の検討
 - ・執行部からの意見
 - ・ 各会派での検討結果

2 その他

【資料】

資料1 三重県手話言語条例(仮称) 検討会案(概要)

資料2 三重県手話言語条例(仮称) 検討会案

資料3 執行部からの意見一覧表

資料4 三重県手話言語条例(仮称) 前文案(たたき台)

三重県手話言語条例(仮称) 検討会案(概要)

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①<u>独自の言語体系を有する文化的所産</u>であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備 の推進等
- ・教育活動等を通じた基本理念に 対する県民の理解の促進
- ・観光地等における手話を使用しやすい環境の整備
 - ※市町との連携・協力

【県民の役割】

(県民)

- ・基本理念を理解するよう 努める
- (ろう者・手話通訳を行う者)
 - ・基本理念に対する県民の 理解の促進及び手話の普 及に努める

【事業者の役割】

・ろう者に対するサービスの提供時、又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

・障害者計画において、 手話を使用しやすい環 境整備に必要な施策を 定める



三重県障害者施策推進 協議会の意見を聴く。

※同協議会に<u>手話に関す</u> <u>る部会</u>を設置

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報入手のための手話通訳を行う者の派遣、 ろう者からの相談に応じる拠点の支援等
 - ・災害時等における手話による情報取得のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳を行う者等及びその指導者の育成、手話通訳 を行う者の派遣等の体制の整備 等
- ③手話の普及等

総合的

計

画

的

に推進

- ・県民が手話を学習する機会の確保等
- ・県職員に対する手話研修等の実施
- ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員 の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確 保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

三重県手話言語条例(仮称) 検討会案

総論

第1目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第2 基本理念

目的に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的 所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大 切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、 又は他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の 下に、図られるものとする。

● 責務及び役割

第3 県の責務

- ① 県は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。
- ② 県は、ろう者及び手話通訳を行う者の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
- ③ 県は、ろう者である県外からの観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して県内の観光地等を訪れることができるよう、観光地等における手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

第4 市町との連携及び協力

県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

第5 県民の役割

- ① 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。
- ② ろう者及び手話通訳を行う者は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

第6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

● 各論

第7 計画の策定

- ① 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- ② 知事は、①の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
 - ※ 三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置することができるよう、附則で関係条例を改正する。

● 基本的施策

第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等

- ① 県は、ろう者が、県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその 意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢 の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。
- ② 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳を行う者の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点の支援等を行うよう努めるものとする。
- ③ 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 手話通訳を行う人材の育成等

県は、手話通訳を行う者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通 訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎 通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

第10 手話の普及等

- ① 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳を行う者と協力して、 県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。
- ② 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、 手話に関する研修等を行うものとする。

③ 県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを踏まえ、幼児、 児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を、促進するよう努めるものとする。

第 11 ろう児等の手話の学習等

- ① 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒(以下「ろう児」という。)が 手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することがで きるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けるこ とができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させ るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。
- ③ 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及び その保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとす る。
- ④ 県は、①から③に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

第12 事業者への支援

県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第13 手話に関する調査研究

県は、ろう者及び手話通訳を行う者が手話の発展に資するために行う手話に 関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

第14 財政上の措置

県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

● その他

1 施行期日

この条例は、平成○年○月○日から施行する。

2 三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正

三重県障害者施策推進協議会に部会を置くことができる規定等を整備する。

執行部からの意見一覧表

No	部局	該当箇所	意見
1	健康福祉部	【全般】	・「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者」に変更いただきたい。 (理由) 「地域生活支援事業の実施について(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」において、手話通訳者は、 ①手話通訳士…手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省令第 96 号)に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者②手話通訳者…都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者とされており、その他に、 ③手話奉仕員…聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者とされている。 本通知における定義にそって、手話通訳を行う者は①および②と解釈するのが一般的であることから、本条例においても、「手話通訳者」という文言としたうえで、各条項の目的に応じた内容とするべきであると考える。
2	健康福祉部	「第1 目的」関係 (条文案) この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	・「聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与するとともに、聴覚障害その他の障害の有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ること」に変更いただきたい。 (理由) ろう者に関する目的は、障がい者全体に関する目的に含まれ、限定的な目的を先に記載し、全般的な目的を後に記載するのが良いと考える。
3	健康福祉部	「第3 県の責務 ②」関係 (条文案) ② 県は、ろう者及び手話通訳を行う者の協力を得て、教育活動、広報活動そ の他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。	・「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者その他の手話を使うことができる者(以下、「手話通訳者等」という。)」に変更いただきたい。 (理由) 手話通訳者以外に、手話に関する知識を有する方がいることから、条例上は幅広く規定したうえで、第7で規定する協議会の意見をふまえ、運用することで、効果的な理解促進につながる。
4	雇用経済部	「第3 県の責務 ③」関係 (条文案) ③ 県は、ろう者である県外からの観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して県 内の観光地等を訪れることができるよう、観光地等における手話を使用しや	・「県外からの観光旅客」と県外から特定する必要があるのか。県内外の観光旅客に同じ対応が望ましい。 ・観光地等の「等」について、どのようなものを想定しているのか。

5	健康福祉部	すい環境の整備に努めるものとする。	・「観光地等における手話を使用しやすい環境の整備」を、「観光地等において手話を使用しやすい環境の整備」に変更いただきたい。 (理由) 「観光地等における手話」と誤読された場合、観光地用の手話があるようにも読めることから、主旨を明確にしておく必要がある。
6	健康福祉部	「第5 県民の役割 ②」関係 (条文案) ② ろう者及び手話通訳を行う者は、県の施策に協力し、基本理念に対する県 民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。	・「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者等」に変更いただきたい。 (理由) 第3「県の責務」において、県が協力を得ると規定している対象者を、第5「県民の役割」においても、規定する必要がある。
7	健康福祉部	「第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 ②」関係 (条文案) ② 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を 表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通 訳を行う者の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点の支援等を行うよう努め るものとする。	「ろう者からの相談に応じる拠点の支援」を「ろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保」に変更いただきたい。
8	健康福祉部	「第9 手話通訳を行う人材の育成等」関係 (条文案) 県は、手話通訳を行う者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通 訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎 通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。	全般的な用語の定義の見直しにそって、変更する必要がある。
9	健康福祉部	「第 10 手話の普及等 ①」関係 (条文案) ① 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳を行う者と協力して、 県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。	・「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者等」に変更いただきたい。 (理由) 手話通訳者以外に、手話サークルの活動を行っている者など、協力を得られる者を幅広く規定することにより、 効果的な手話を学習する機会の確保が図られる。
10	健康福祉部	「第 10 手話の普及等 ③」関係 (条文案) ③ 県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを踏まえ、幼児、 児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を、促進するよう努めるものとす る。	・「③ 県は、~ 促進するよう努めるものとする。」を「③ 県は、~ 支援するよう努めるものとする」に変更いただきたい。 (理由) 保育行政は市町が主体であり、県は主体的な取組を支援するという観点から、「促進」を「支援」に変更していただきたい。
11	教育委員会		・「③ 県は ~ 促進するよう努めるものとする。」を「③ 県は ~ 支援するよう努めるものとする。」に変更いただきたい。 【理由】 学習指導要領に則した教育課程を編成するにあたり、手話に関する学習を特別活動等で扱うことは考えられるが、 各教科の授業で行うことは難しい。 一方、ボランティア活動や総合的な学習の時間などを活用し、手話による合唱や地域の方に手話を学ぶ取組など

			を行っている学校も見られる。 今後も、少しでも多くの児童・生徒が、手話について興味・関心を持ち、社会で活用することができるよう、機会がある毎に指導・啓発していきたいと考えるが、特別活動や総合的な学習等における各校の主体的な取組を支援するという観点から、「促進」を「支援」に変更していただきたい。
12	教育委員会	「第 11 ろう児等の手話の学習等」関係 ○①~③について	・現在、聾学校では、幼稚部から高等部まで手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段によって学習指導や、教職員の手話技術の向上、ろう児の保護者への手話講習会、乳幼児教室における手話の指導を行っていることから、今後も引き続き、在籍する幼児児童生徒とその保護者が手話を学べる環境の整備に努めていく。
13	健康福祉部	「第 13 手話に関する調査研究」関係 (条文案) 県は、ろう者及び手話通訳を行う者が手話の発展に資するために行う手話に 関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。	・「手話通訳を行う者」を、「手話通訳者等」に変更いただきたい。 (理由) 手話通訳者以外に、手話に関する知識を有する方が、調査研究等を行うことが想定されるため、幅広く規定されたい。

三重県手話言語条例(仮称) 前文案(たたき台)

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難く、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にある。手話はろう者にとっての声と言うべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、南海トラフ地震等の災害の発生が予測される状況の下においては、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、県民が共生の精神を育むことに寄与し、障がい者の手話以外の意思疎通の手段を充実させ、障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。